

# (仮称)自治基本条例を考える会

(会議要旨 第17回 全体会)

日時：平成20年11月16日(日) 14:00~16:55

場所：尾西生涯学習センター 6階大会議室

出席者：自治基本条例を考える会委員 19名

ファシリテーター 石井伸弘氏

事務局(企画政策課職員) 3名

## 1. 逐条審議(第2章6項~第6章)

### 第2章 市民参加のまちづくり

6項は特に意見なし

#### 7項 住民投票

##### 結論

- ・ 提言に、住民投票条例の制定を促すよう、盛り込む。  
結論の反映の仕方、住民投票ができる人の範囲などは、条例制定のプロセスで議論してもらえればいいのか。
- ・ 提言に、1/10の署名で、議会審議を経ずに住民投票が実施できるよう、盛り込む。  
約3万人。総合体育館の反対署名は2万4千人集めて、議会で否決された。3万人を集めるというのは大変なこと。このくらいでよいのではないか。

##### 意見交換

(住民投票制度の導入の意義について)

- ・ 間接民主主義のよさがある。直接民主主義の限界があるということで、間接民主主義ができてきていると思う。住民投票で問題になってくるのは、直接民主主義的なものに移行していかうという流れに見える。複雑化する社会の中でそれが可能か。また、議会の正常化が必要不可欠で、住民投票の結果に必ず従う、ということではなく、住民投票の結果をきちんと議論して、公開してもらうことが重要だ。そういった文面を入れたらどうか。
- ・ 制度は現行のまま、議会の仕組みを改善していく方がいいのではないか。
- ・ 住民投票は最大の情報公開だ。

(住民投票条例の制定について)

- ・ 議会基本条例と、住民投票条例をセットで提案すべきこと。
- ・ 重要な問題であるので、住民投票条例などの基本的なものを作る必要があるのではないか。乱用されてもいけないし、できないものでもいけない。投票できる人をどう定義するのも、重要な問題だ。有権者だけにしてしまうのはどうかと思う。したがって、きちんと議論して、条例の制定を促す、という提言をした方がいい。

( 議会の審議を経ない住民投票の実施について )

- ・ 既にある地方自治法の範囲内にとどまる住民投票条例ではなく、ある一定の市民が必要としたら住民投票が必要ということを行う必要があるのではないか。
- ・ 現在の提案文書にある、「50 分の 1 以上の請求」というものは、請求があったら必ず実施すると読めるのではないか。
- ・ 総合体育館の際に、署名運動したが、結局無視された。議会を経なくても実施できる文言を入れないのであるならば、住民投票の項目は書かなくてもいいくらいだと思う。
- ・ 市民の 1 / 3 以上の署名があれば、議会の承認を経ずに住民投票できるような文言を入れてはどうか。1 / 3 の理由は、リコールと一緒にということ。
- ・ 市民の 1 / 3 の署名があれば、直接実施できるというのは、ちょっとハードルが高すぎる。リコールは、1 / 3 の署名で、市長・議会を解散しなくてはならない。ということは、それよりも低い数字である方が適切ではないか。

( 投票結果の扱いについて )

- ・ 投票結果は必ず反映させる、とした方がいいのではないか。議員の思いは市民とややずれているところがあるのではないか。
- ・ 住民投票に 6 割が投票し、その 6 割が賛成すれば、市民の 36 % が賛成したということで、リコールとほぼ同じ。住民投票の結果が 6 割以上の賛成であれば議会は必ず反映しなくてはならない、ということではないか。

( 提言の書き方について )

- ・ 50 分の 1、などの具体的な数字は必要ないのではないか。住民投票の制度が必要、ということがうたわれていればよいのではないか。
- ・ ここでの提案は、一番実現性の高いもので作ればよいのではないか。
- ・ 数字は提言の理由の中で触れる方がいいのではないか。
- ・ ここまで議論しているのだから、まずは気持ちとして数字も提言してはどうか。

### 第 3 章 市民自治の仕組み

1 項、2 項、4 項は特に意見なし。

3 項 まちづくりとNPO

- ・ 提言理由 3 削除
- ・ 提言 1 市民の自発性・自主性を基本とし、専門性や得意分野を有する NPO は・・・

5 項 住民協議会

- ・ 14p 提言 1 地域自治については 地域における自治は地域自治という言葉がやや不明確ではないか。

## 第4章 議会の役割と責務

1項、3項、4項は特に意見なし。

### 2項 議会の役割・責務

- ・ 提言理由 1 提言欄に移動する。

### 5項 議員の役割

- ・ 提言理由 2 提言欄へ移動
- ・ 提言 4 提言理由へ移動

## 第5章 行政の役割、第6章 実効性の確保

特に意見なし。

### 2. 提言書の今後の取り扱いについて

岩原会長より、以下の提案がなされ、承認された。

- ・ 各執筆者は18日深夜12時までに、修正を市役所へ送る。
- ・ この提言書は現状で、非常に難しい語句も並んでいる、ボリュームも多い。このあと、会長・副会長とファシリテーターで、出来上がったものを見させてもらって、意味を変えずに、平易な文章に変え、普通の市民が分かりやすいようにしたいと思っている。文章が変わったりすることがあるかもしれないが、その修正を了解いただきたい。
- ・ 今まで積み上げてきた想いや、執筆者の想いは尊重していきたい。
- ・ 出来上がったものはお送りするので、確認いただきたい。
- ・ 提案書の原文は元になったものとして、市長に提出する際に、添付したい。

### 3. タウンミーティングについて

岩原会長より、以下の提案がなされた。

- ・ 3回タウンミーティングを実施するが、委員がそれぞれのタウンミーティングにお知り合いをお誘いいただきたい。
- ・ 事務局からNPO向けにDMを送る。市民活動センターに関わっている委員や、ボランティア活動をしている委員には30日にぜひお誘いいただきたい。
- ・ 各回、主たるテーマがNPO、地域住民、若い世代、ということなので、それぞれの会に、どんな方が来てもらってもよい。
- ・ 時間的な余地があるのであれば、各回それぞれでチームとして運営、集客をお願いしたい。

#### 運営チームづくり

- ・ 市民活動が拓くまちづくりに関われる、集客に声をかけられる方  
棚橋、富板、平井、岩原
- ・ 地域住民が拓くまちづくりに関われる、集客に声をかけられる方  
瀬戸、岩田、坂井、服部
- ・ 若い世代が拓くまちづくりに関われる、集客に声をかけられる方

安井、神戸、市山、坂井  
( は当日の司会を行う )

#### 委員より意見

- ・ 市民の参加はたくさんあるように、委員ががんばって集客したらいい。
- ・ チラシのタイトル「まちづくり、一緒に考えてみませんか」ではなく、「自治基本条例を考える」をテーマにした方がいい。
- ・ 「若い世代」の年齢はどのくらいか、小学生・中学生では提言書を理解できるかという点と難しいだろう。実際にきた方のイメージで説明の中身を変えるような進行をしたいと思う。
- ・ 実際に運営するプロセスを考えると、集客などもチームが主体的に考えた方がいいだろう。若い方、というのではなく、若い方を支援したい、という方でもいいだろう。
- ・ チーム作りのためにはタウンミーティングの前に一回議論する場があったほうがいいのではないか。
- ・ メールでの配布もできるよう、事務局に対応をお願いする。